

官民競争入札等監理委員会・公共サービス小委員会(徴収分科会)
ヒアリング資料

日本放送協会(NHK)の受信料収納業務について

平成19年6月22日

日本放送協会

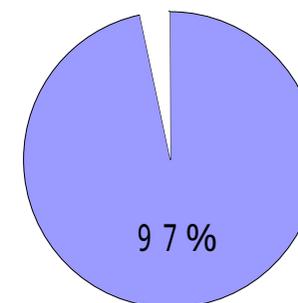
ア 制度・業務の現状

業務の目的・概要

NHKの受信料契約収納業務の目的

公共放送NHKの事業収入の97%を占める受信料収入を確保し、受信料の公平負担を徹底して、特定の利益や視聴率に左右されない多様で良質な番組の放送を実現します。

事業収入 6,348億円



受信料収入
6,130億円

(平成19年度予算)

受信料契約収納業務の概要

NHKの放送を受信できるテレビを設置した方にお会いして、受信契約を結んでいただき、口座振替や訪問集金などの方法により支払われる受信料を収納します。

地上放送のみを受信できる方には地上契約を、衛星放送を受信できる方には衛星契約を結んでいただきます。住所を変更された方からは住所変更届を取り次ぎます。

主な関係規定

契約の義務： NHKの放送を受信できる受信設備を設置した方は、NHKと受信契約を締結していただく義務（放送法第32条）

放送受信料支払いの義務： 受信契約者は、契約種別・支払区分に従い、受信料を口座振替、継続振込、クレジットカード継続払または訪問集金によりお支払いいただく義務（日本放送協会放送受信規約第5条【総務大臣認可】）

受信料体系

受信料額は、国会が毎年度のNHKの収支予算を承認することによって定められます。受信料の支払方法や契約種別、契約単位などの受信料体系は、総務大臣の認可を受けた「日本放送協会放送受信規約」に定められています。

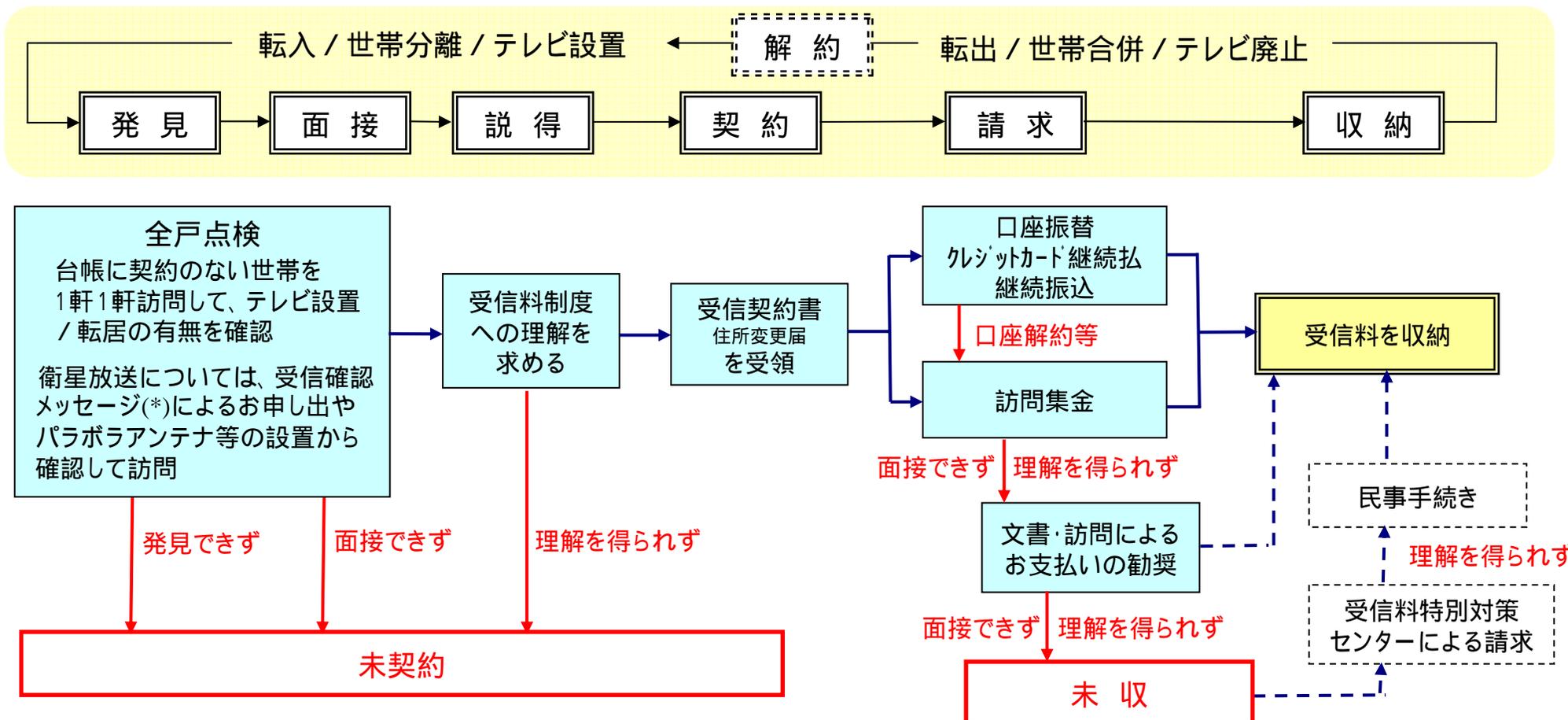
具体的には、別紙リーフレット「放送受信料についてのご案内」をご参照ください。

業務実施のフローと困難さ

お客様と面接し、受信料制度への理解をいただいた上で、契約し受信料をお支払いいただくことを基本としています。面接できない、理解をいただけないといった場合は、未契約または未収の状態が発生します。

平成18年11月より民事手続きによる支払督促を行っています。

誠心誠意ご理解を求め、それでもなおお支払いいただけない場合の最後の方法として実施。



* BSデジタル放送のテレビ画面にNHKへの連絡をお願いするメッセージを表示し、ご連絡があると住所・氏名をうかがいメッセージを消去

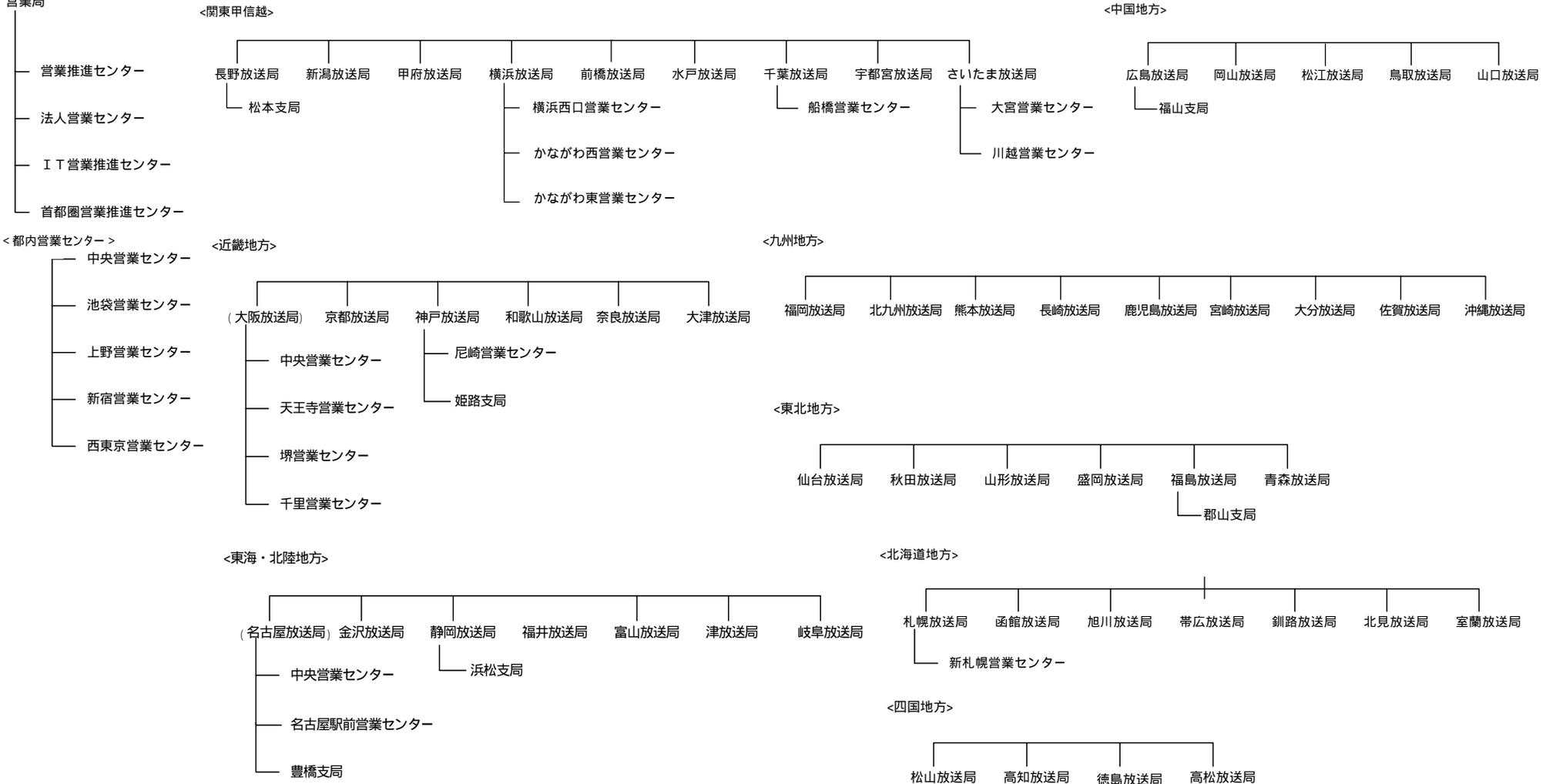
業務実施にあたっての全体の組織体系

事業所数 76 (本部を除く)

配置人員(19年度予算)	役割
職員(常勤) 1,218人	業績確保の推進・管理、業務委託先の育成・管理、視聴者情報管理、受信料制度理解促進活動等を実施

[本部]

営業局



業務量等に関する指標の実績

契約収納関係経費(予算)

(億円)

	17年度	18年度	19年度
契約収納費 (A)	640	597	592
(うち外部委託関連経費)	(479)	(451)	(454)
職員人件費等 (B)	179	171	168
契約収納関係経費 (A)+(B)	819	769	761

受信契約取次件数(年間)等の推移

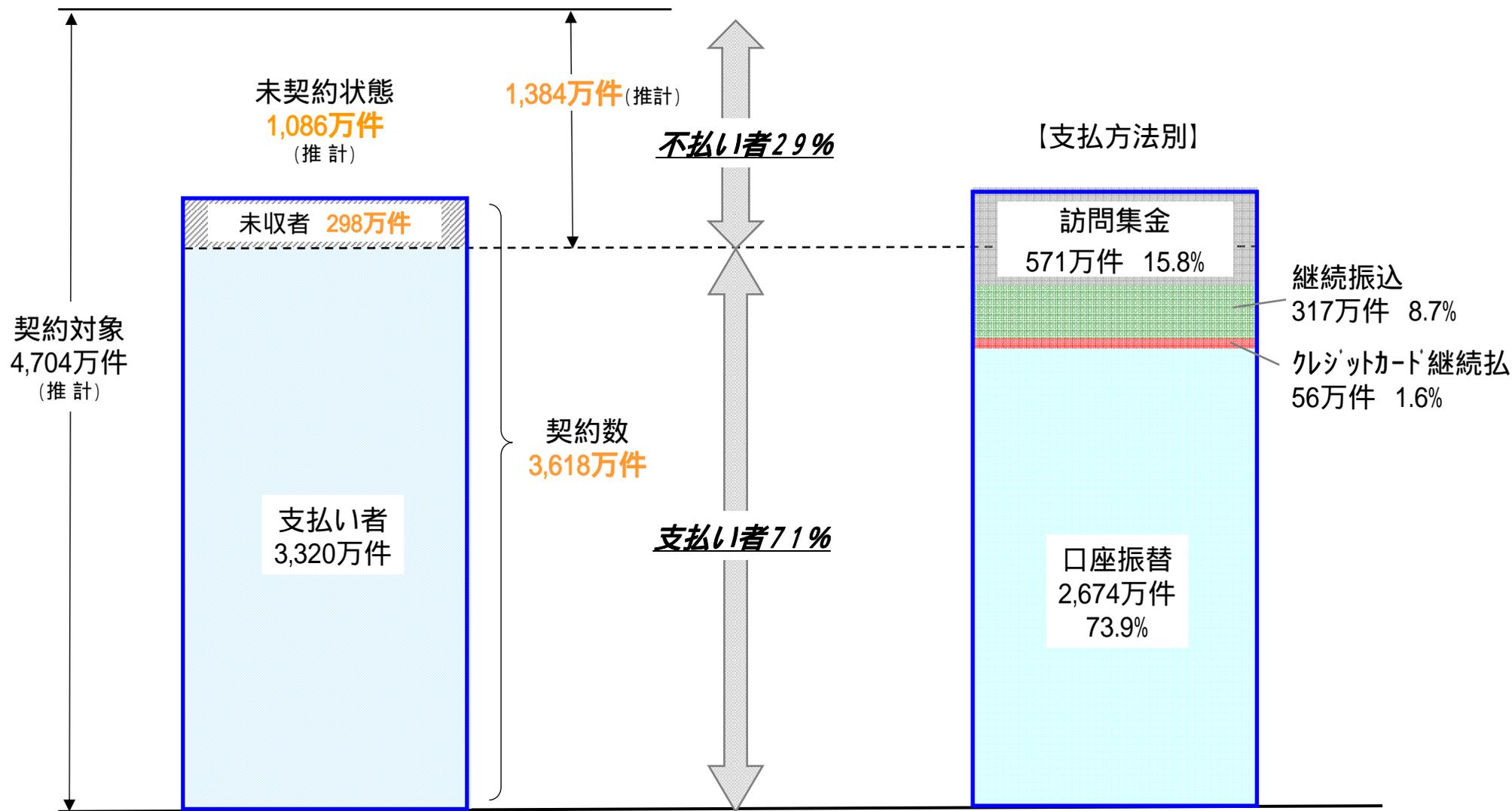
(万件)

	17年度(決算)	18年度(決算)	19年度(計画)
取次数 (a)	217	267	289
減少数 (b)	261	267	269
増加数 (a)-(b)	44	+0.3	+20

(a)取次数 ... 新規契約の取次、住所変更届の取次

(b)減少数 ... 受信機廃止や同居、転居先不明による契約減少、住所変更届による旧住所での契約減少

受信料の契約・支払い状況 - 平成18年度末 -



業務の実施を規制する現行法及び関連条項並びに規制の概況

放送法第9条の3では、NHKが定める業務委託基準に従う場合に限り、NHKの業務の一部を他に委託することができるとしています。受信料の契約収納業務も、この条文に基づき、民間事業者等に業務委託しています。

お支払いいただけない場合はいずれ支払督促を申し立てることを前提とした未収受信料の請求や、支払督促申立ての手続きについては、弁護士法第72条(非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止)に抵触するため、職員でなければ実施できません。

主な関係規定

放送法第9条の3 協会は、第9条第1項の業務又は第33条第1項若しくは第34条第1項の規定によりその行う業務(次項において「第9条第1項の業務等」という。)については、協会が定める基準に従う場合に限り、その一部を他に委託することができる。

2 前項の基準は、同項の規定による委託をすることにより、当該委託業務が効率的に行われ、かつ、第9条第1項の業務等の円滑な遂行に支障が生じないようにするものでなければならない。

3 協会は、第1項の基準を定めたときは、遅滞なく、その基準を総務大臣に届けなければならない。これを変更したときも、同様とする。

業務委託基準第1条 この基準は、放送法第9条の3の規定に基づき、日本放送協会が次に掲げる業務の一部を協会以外の者に委託する場合について適用する。

(1) 放送法第9条第1項の業務

(2) 放送法第33条第1項又は第34条第1項の規定により協会が行う業務

同第2条 協会は、前条第1号又は第2号の業務の一部を協会以外の者に委託する場合には、放送番組の編集に関する自主性を堅持するとともに協会の公共放送としての目的達成に支障を来たさないものとする。

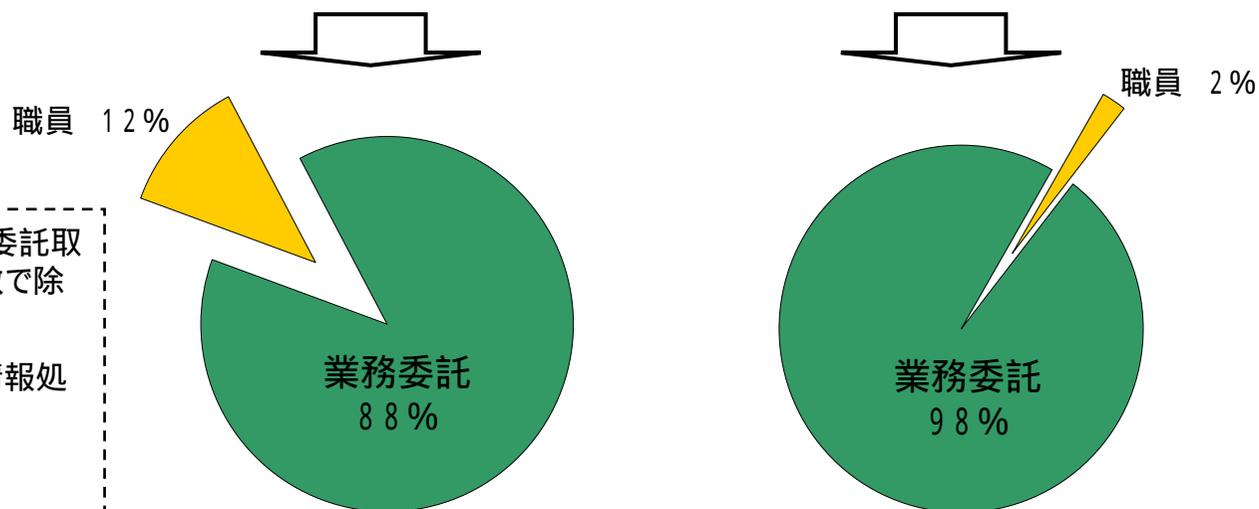
2 協会が協会以外の者に委託する業務(以下「委託業務」という。)は、委託することが自ら実施するよりも経済性等において有利であり、委託することによりすぐれた成果を得られることが十分に期待されるものでなければならない。

イ 外部資源の活用状況

業務委託の状況

受信料の契約収納業務は、人的パワーベースで88%が、契約取回数ベースで98%が、すでに外部に業務委託されています。

区分		人的パワー (19年度予算)	契約取回数 (18年度)
職員		1,218人 (12%)	(***) 6万件 (2%)
業務委託	委託取次収納員	5,600人 (53%)	197万件 (74%)
	法人委託等	(*) 1,200人 (11%)	21万件 (8%)
	電話受付・ 情報処理等	(**) 2,550人 (24%)	43万件 (16%)
	計	9,350人 (88%)	261万件 (98%)



* 法人委託等の契約取次総数を、委託取次収納員の1人あたり平均取回数で除して要員数に換算(18年度)

** コールセンターにおける電話受付、情報処理業務対応のパート社員を含む(18年度末)

*** 委託取次収納員休業時の支援、教育訓練時の取次等

委託業務の内容、形態、契約方法

委託先		内 容	形 態	契約方法
委託取次収納員		契約収納業務全般を委託 ・新規契約取次・衛星契約変更取次 ・住所変更取次・受信料集金 等	個人事業主	新聞・求人誌等で募集し、面接・選考のうえ契約
法人委託等	日本郵政公社	・契約収納業務全般を委託(主に山間部や離島など) ・郵便転送届出等と併せた住所変更取次業務を委託	特殊法人	日本郵政公社法第19条第3項の規定等に基づき契約
	電器店・量販店	BSデジタル受信機器購入者に対する衛星契約変更の取次業務を委託	株式会社等	NHKから各企業等に提案したり、各企業からの提案を受け付けたうえで、個別に委託契約を締結
	CATV事業者	ケーブルテレビに加入する衛星放送受信者に対する衛星契約の取次および衛星放送受信料の収納取りまとめを業務委託		
	不動産会社	面接困難なオートロックマンションを中心に、入居説明会などで契約・住所変更取次業務を委託		
	引越会社	引越世帯に対する契約・住所変更取次業務を委託		
	金融機関等	金融機関等の利用者からの契約・住所変更取次業務を委託		
	その他	契約・住所変更取次、収納業務を委託		
NHK営業サービス (子会社)		営業活動に関わる問合せ電話対応業務・契約収納情報の処理業務等を委託	株式会社	NHKの制度・業務に関する知識や理解が必要なため随意契約

委託業務の費用

委託先		費用 (19年度予算)	規模
委託取次収納員		305億円	19年度5,600人
法人委託等	日本郵政公社	19億円	委託郵便局数19年度1,829局 受持契約数19年度272万件 (全契約数の7.5%)
	電器店・量販店	3億円	各都道府県電機商業組合加盟電器店、家電量販店等 約3万店
	CATV事業者	32億円	315施設 (大規模CATVの約45%)
	不動産会社	1億円	不動産会社228社
	引越会社	0.5億円	引越会社7社
	金融機関等	0.5億円	金融機関(全業態)2,101機関、クレジットカード会社8社
	その他	33億円	民間法人8社、委託所2,800ヶ所 等
NHK営業サービス (子会社)		57億円	従業員数550名、パート従業員2,000名

(特記のないものは18年度末)

**ウ 当該業務を、公共サービス改革法
に基づく官民競争入札、民間競争入札
又は業務の廃止等の対象とすること
についての所見および措置の概要**

NHKの受信料収納業務については、イに示したとおり積極的に外部委託を行っており、さらに、平成19年度収支予算等に付する総務大臣意見における指摘も踏まえ、公共サービス改革法に基づく官民競争入札(市場化テスト)に準じて可能な限りの外部委託を進めていく考えです。その際、どのような形で「準じた」ものとするかについては、公共サービス改革法において「透明かつ公正な競争」(同法第3条)が大きな意義を持つことを踏まえた上で、今後具体的な検討を進めていきます。

公共サービス改革法に基づく官民競争入札等の制度には、行政機関でないNHKの性格とはなじまない点が少なくありません。同法では、入札の結果当該業務を実施することとなった事業者(公共サービス実施民間事業者)の秘密保持義務や監督について規定し、同事業者のこれらの規定への違反を罰則の対象とするとともに、同事業者の職員等に関してはいわゆるみなし公務員規定を置いています。これは、NHKが行政機関ではなく、NHKの職員が公務員ではないこと等と整合しないものと考えます。こうしたことは、制度的な整合性の問題にとどまらず、仮に同法に基づく官民競争入札を行えばNHKが「官」と位置付けられ、公共放送機関たるNHKの性格に対する視聴者・国民の誤解を招きかねません。受信料収納業務を官民競争入札の対象とすることでかえって受信料収納の妨げとなるおそれがあると考えます。同法においては、受信料収納業務に限らず、例えば放送に直接かかわる番組制作業務についても官民競争入札等の対象とし得ることになっていますが、仮にこれが対象とされた場合にはNHKの番組がみなし公務員によって制作されるという事態が生じ得ることからも、NHKの性格に対する根本的な疑義を招くことを懸念せざるを得ません。

受信料収納業務が公共サービス改革法に基づく官民競争入札等の対象となることで実務上のメリットが見込まれるとしても、

上述のようなNHKの性格にかかわる本質的な問題について合理的な説明がつかない限り、NHKの業務は同法に基づく官民競争入札等の適用対象とすべきでないと考えます。今回のヒアリングでは、同法とNHKの性格との整合性等に関する貴分科会のご所見をお伺いしたいと存じます。

もとより、NHKは、「透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現」(同法第3条)しようとする公共サービス改革法の意義自体は理解するものであり、NHKの受信料収納業務についても、不断により効果的・効率的な実施に努めていく必要があると認識しています。NHKの業務を官民競争入札制度の対象とすべきではないと考える一方で、同制度に準じて受信料収納業務の外部委託を自主的に進めるのは、こうした認識によるものです。この点、情報公開については、特殊法人情報公開検討委員会における検討の結果、NHKは「政府の諸活動としての放送を行わせるために設立させた法人ではない」(「特殊法人等の情報公開制度の整備充実に関する意見」平成12年7月27日)と整理され、特殊法人等情報公開法の対象とはされませんでした。NHKが自主的に情報公開の制度(不開示とするNHKの判断について「再検討の求め」を受け付け、第三者機関が審議する仕組みを含む。)を設け、積極的な情報公開に努めています。また、非研究開発衛星の調達については、政府の「非研究開発衛星の調達手続」(平成2年6月14日)の対象機関とされませんでした。自主的に透明、公開かつ無差別な調達手続(第三者機関が苦情処理を行う仕組みを含む。)を定めており、NHKが取得(購入・借入れ)する放送衛星にこれを適用してきています。

放送受信料の免除

「日本放送協会放送受信料免除基準」に該当する場合は、放送受信料の全額または半額が免除となります。

市町村の福祉事務所などで証明を受けた免除申請書をNHKに提出していただいた月から、免除の事由が消滅した月まで免除となります。詳しい免除の対象は、日本放送協会放送受信料免除基準をご覧ください。NHKにお問い合わせください。

【全額免除】

- 公的扶助受給者
- 身体障害者
(身体障害者が世帯構成員で、世帯が一定以下の生活状態の場合)
- 社会福祉事業施設入居者
- 市町村民税非課税の重度の知的障害者
(重度の知的障害者が世帯構成員で、世帯構成員全員が非課税の場合)
- 災害被災者
(半壊、半焼、床上浸水以上の被災。原則2か月間の免除で、申請書の提出は不要です)
- 社会福祉施設
- 学校(小学校・中学校・幼稚園・盲・聾・養護学校等の教室)

【半額免除】

- 視覚、聴覚障害者(世帯主の場合)
- 重度のし体不自由者(世帯主が1級または2級の場合)
- 重度の戦傷病者(世帯主の場合)

放送受信料の解約

廃棄、譲渡、故障などにより、放送受信料の対象となるテレビがすべてなくなった場合は、NHKにご連絡ください。放送受信料の解約手続きの対象となります。

すでに放送受信料をお支払いいただいている世帯に同居して生計を共にされる場合や、テレビを設置した住居に誰も居住しなくなる場合も同様です。

こうした場合以外は、放送受信料の解約はできません。

放送受信機廃止届に記入・押印してご提出いただければ、放送受信料の解約の手続きをいたします。受理にあたっては、記載内容を確認させていただくことがあります。

お届けのあった前月まで、放送受信料のお支払いが必要です。

個人情報の取り扱い

放送受信料の事務に関してNHKが保有する個人情報は、法令およびNHKが定める保護方針、保護規程に基づき、適正に取り扱います。

個人情報の利用目的は、次のとおりです。

放送受信料の締結と放送受信料の収納(家族割引の適用確認を含む)、放送受信料免除の基準の適用、放送の受信に関する相談業務、NHK共同受信施設の維持運営、放送やイベントのお知らせ、放送に関する調査への協力依頼、B-CASカードのユーザー登録のために行う第三者提供

受信確認メッセージについて

NHKのBSデジタル放送では、受信開始後30日経つと、テレビ画面にNHKへのご連絡をお願いするメッセージが表示されることがあります。

- テレビに挿入されたB-CASカード番号、お名前、ご住所のご連絡でメッセージはすぐに消えます。
- NHKのBSデジタルチャンネルに合わせ、リモコンの青ボタンを2秒以上押し続けると、詳しいご案内を表示します。メッセージの消去は、画面にしたがってお手続きください。



メッセージ表示イメージ

これは、BSテレビの設置をご連絡いただき、衛星契約がお済みでない方に後ほど契約の締結をお願いするためのものです。すでに衛星契約をいただいている方にも、メッセージは表示されることがあります。お手数をお掛けいたしますが、受信料を公平にご負担いただくための仕組みですので、ご理解をお願いいたします。事前にメッセージを表示されなくする方法など、受信確認メッセージの詳細は、デジタルテレビに同梱されている「ファーストステップガイド」に掲載されています。

日本放送協会放送受信規約

以上のような放送受信料の条項については、くわしくは「日本放送協会放送受信規約」をご覧ください。

は補完のご説明です。

NHKホームページの「インターネット営業センター」では、日本放送協会放送受信規約および日本放送協会放送受信料免除基準の全文をご覧ください。また、放送受信料に関する一部のお手続きもできます。

パソコンのホームページ

<http://www.nhk.or.jp/eigyoo/>

携帯電話サイト(アクセス方法)



メニュー

TV

NHK

受信料の窓口



印刷された受信規約・免除基準をご希望の場合は、お近くのNHK放送局にご連絡ください。お問い合わせ担当者も承ります。



NHK 視聴者コールセンター

①～②…午前9時～午後10時 ③…午前9時～午後8時 ④…午前9時～午後10時
土・日・祝日は午後8時まで

- | | |
|---|-------------|
| ① 放送受信料のお申し込みや転居のご連絡はNHKの担当者、または専用のフリーダイヤルへ | 0120-151515 |
| ② 放送受信料についてのお問い合わせ | 0570-077077 |
| ③ テレビなどの受信に関するお問い合わせ | 0570-003434 |
| ④ 番組などに対するお問い合わせ・ご意見 | 0570-066066 |



放送受信料 について のご案内

放送受信料とは

NHKの放送を受信できるテレビ(チューナー内蔵パソコン、ワンセグ対応端末などを含みます)を設置された方に、結んでいただくものです。

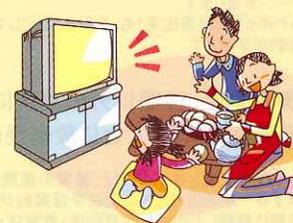
この放送受信料に基づき、放送受信料をお支払いいただきます。

ケーブルテレビを通してNHKの放送を受信できる場合も、放送受信料が必要です。一方、ラジオだけ設置されている場合や、ビデオ専用など民放も含めすべての放送の受信を目的としない企業の研修室のテレビなどでは、放送受信料は必要ありません。

受信料だからこそ、できる放送があります

NHKは、受信機をお持ちの方から公平にお支払いいただく受信料を財源とすることにより、国や特定のスポンサーなどの影響にとらわれることなく、公共の福祉のために、みなさまの暮らしに役立つ番組づくりができます。

学校放送、福祉番組、災害報道など、なくてはならない放送をお届けできるのも、受信料制度があるからこそです。



NHKの事業収入総額のうち、97%が受信料収入です。

(平成19年度予算)

● 受信料の義務 ●

受信料は、してもなくてもいいものではありません。放送法という法律で定められた義務です。

【放送法第32条(受信料及び受信料)】

第1項 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送(音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。)若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。

放送受信契約の種類

テレビ(カラー)を設置された方は「カラー契約」、衛星放送を受信できる場合は「衛星カラー契約」を結んでいただきます。

このほか、白黒のみの受信の場合の「普通契約」「衛星普通契約」、自然の地形による難視聴地域または電線などにおいて衛星放送のみを受信できる場合の「特別契約」があります。

地上デジタル放送も「カラー契約」で、BSデジタル放送も「衛星カラー契約」でお楽しみいただけます。
「カラー契約」を結ばれている方が、衛星放送を受信できるようになった場合、「衛星カラー契約」への変更の手続きをしていただきます。

平成19年10月から「普通契約」と「カラー契約」は「地上契約」に、「衛星普通契約」と「衛星カラー契約」は「衛星契約」に統合されます。料金はそれぞれ現在の「カラー契約」「衛星カラー契約」と同額です。

放送受信契約の単位

放送受信契約は、世帯ごとに結んでいただきます。

「世帯」とは、「住居」と「生計」をともにする方々の集まり、または、独立して「住居」もしくは「生計」を維持する単身の方をいいます。

ひとつの住居に複数台テレビがあっても、受信契約はひとつで構いません。

自家用車にテレビがあっても、住居の一部とみなします。



一帯でマンションなどの複数の部屋をお持ちの場合も、同じ棟であればひとつの住居とみなします。

ただし、住居が複数ある場合は、住居ごとに放送受信契約が必要です。

親元を離れて暮らす学生や、単身赴任の方も、独立して「住居」を維持していますので、それぞれに放送受信契約が必要です。なお、これらの場合、家族割引が適用されるケースがあります。
いわゆる「二帯住宅」も、生計をともにしていなければ、それぞれの世帯に放送受信契約が必要です。

事業所など、住居以外の場所に設置するテレビは、設置場所(部屋や自動車)ごとに放送受信契約が必要です。

ホールや広大なオフィスなど、通常の部屋の範囲を超える大きさの場合は、部屋に準ずる一定の区域ごとに放送受信契約が必要です。
住居に接続した小規模な理髪店・飲食店・工場・事務所などでは、世帯に放送受信契約があれば、これとは別の契約は不要です。

放送受信契約書

放送受信契約を結んでいただく際には、「放送受信契約書」をNHKに提出してください。

住所や氏名を変更されたときも、NHKへお届けをお願いします。

放送受信契約書のお名前欄に、自署および押印(印鑑がない場合はサイン)をお願いします。相続などにより契約者名義が変わったときもお届けをお願いします。

放送受信料のお支払い

放送受信契約を結ばれた方には、テレビの設置の月から、廃止のお届けのあった月の前月まで、次の表の放送受信料をお支払いいただきます。

種別	支払区分	月額	期額(2か月払額)	6か月前払額	12か月前払額
衛星カラー契約	口座振替等	2,290円	4,580円	13,090円	25,520円
	訪問集金	2,340円	4,680円	13,390円	26,100円
カラー契約	口座振替等	1,345円	2,690円	7,650円	14,910円
	訪問集金	1,395円	2,790円	7,950円	15,490円

消費税5%を含みます。沖縄県の料金は異なります。
口座振替等とは、口座振替・継続振込・クレジットカード継続払のことをいいます。
放送受信料のお支払いを3期分以上延滞されたときは、所定の放送受信料のほか、1期あたり2.0%の割合で計算した延滞利息をお支払いいただきます。

料金の特例

●多数契約一括支払の特例

ひとりの放送受信契約者の方が、10件以上の衛星契約の放送受信料を口座振替または継続振込でお支払いされる場合は、ひと月あたり次の割引があります。

〔衛星カラー契約の場合〕

10～49件…200円 50～99件…230円 100件以上…300円
(97～99件のときは契約件数を100件として計算します)

●団体一括支払の特例

ケーブルテレビなどの所定の団体を通じて、衛星契約の放送受信料をお支払いされる場合は、訪問集金の額より、ひと月あたり250円の割引となります。

●家族割引(学生)(単身赴任)

親元を離れて暮らす学生、および単身赴任の方を対象に、口座振替等の受信料額の33%相当を割引引く制度です。

◎学生・単身赴任の方の契約について、親元・自宅に同一生計者の契約があり、どちらも口座振替等でお支払いいただくことが主な条件です。
学生・単身赴任の方の契約分が割引になります。

◎お申し込みには、学生証やお勤め先を確認できるもの(健康保険証、社員証など)が必要です。

〈1か月あたりの割引額〉

衛星カラー契約	760円	カラー契約	445円
---------	------	-------	------

〈家族割引後の受信料額〉 口座振替等のみ

種別	月額	期額(2か月払額)	6か月前払額	12か月前払額
衛星カラー契約	1,530円	3,060円	8,530円	16,400円
カラー契約	900円	1,800円	4,980円	9,570円

消費税5%を含みます。沖縄県は料額および割引額が異なります。

空港、基地の周辺でお支払いいただく場合、国などから住民のみなさまへ交付される助成金・補助金を差し引いた額となる場合があります。

お支払いの方法

放送受信料は、2か月を単位とした期ごとにお支払いいただきます。

6か月、12か月の前払の放送受信料額は、それぞれ約5%、7.5%の割引となります。

お支払いの方法は、次の4つです。

訪問集金に
くらへ、月額で
50円
お得です

口座振替等

口座振替

金融機関の預金口座や通常郵便貯金から、偶数月の26日に自動的にお引き落としになります。

偶数月の26日に残高不足だった場合には、翌月の26日に再度ご請求を差し上げます。それでも残高不足の場合は、次の期の額と合わせて、翌々月の26日にもご請求を差し上げます。

3回目も残高不足の場合は、2期分を訪問集金でお支払いいただき、その後の分は原則として引き続き同じ口座でお支払いいただきます。

口座振替の適用開始および訪問集金等へのお支払方法の変更は、NHKがお申し込みを受けた月の翌偶数月からとなります。(既に前払いされている場合は、次のお支払分からとなります。)

※26日が金融機関休業日の場合は、次の営業日となります。

継続振込

NHKから、偶数月の20日頃、払込用紙を郵送でお届けします。翌月の5日までに、金融機関、郵便局、コンビニエンスストアなどでお支払いください。同封のはがきを提出していただくことにより、クレジットカードでもお支払いいただけます。インターネットバンキングをご利用可能な方は、「ペイジー」により、パソコンや携帯電話からお支払いいただくこともできます。

クレジットカード継続払

次のマークがあるクレジットカードを利用できます。ご指定の口座からの振替日などは、ご利用のクレジットカード会社により異なります。



(平成19年5月現在)

訪問集金

訪問集金

担当者が集金にお伺いします。例えば第1期(4月～5月)分でしたら、4月・5月の間にお支払いください。
NHKから払込用紙を郵送させていただくこともあります。

放送受信契約、住所変更、氏名変更、口座振替、継続振込、契約解約などのお手続きは、お伺いした担当者が承ります。
また、NHK視聴者コールセンター(☎0120-151515)にお電話いただければ、必要なお届け用紙などを郵送いたします。
クレジットカード継続払のお手続きでは、利用申込書に記入してポストに投函してください。利用申込書を担当者がお預かりすることはありません。